

高知県療養病床転換促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県療養病床転換促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、介護療養型医療施設等から介護保険施設等への転換に際し、耐震化等整備を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を助成することにより、円滑な転換の促進とともに介護保険施設等の防災対策を促進することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義等)

第3条 前条の「介護療養型医療施設等」とは、介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換して介護保健施設サービスの事業を行う施設として許可を受けたものに限る。）をいう。

2 前条の「介護保険施設等」とは、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13平方メートル以上であるもののうち、利用者負担が第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。以下同じ。）、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立する場合等）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）をいう。

3 前条の「耐震化等整備」とは、次の表の整備区分ごとに定める整備内容をいう。

| 整備区分 | 整備内容 | |
|-----------------------------|------|---|
| 転換 (特別養護老人ホームへの転換に伴う耐震化) | 創設 | 介護療養型医療施設等から特別養護老人ホーム(高知市の区域に設置する施設を除く。)に転換するため、既存の施設を取り壊さずに新たに施設を整備するものであって、医療施設のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する耐震基準で建築された建物が耐震化工事を行うもの |
| | 改築 | 介護療養型医療施設等から特別養護老人ホーム(高知市の区域に設置する施設を除く。)に転換するため、既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備するものであって、医療施設のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する耐震基準で建築された建物が耐震化工事を行うもの |
| | 改修 | 介護療養型医療施設等から特別養護老人ホーム(高知市の区域に設置する施設を除く。)に転換するため、医療施設の本体の躯体に及ばない屋内改修(壁撤去等)で整備を伴うものであって、医療施設のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する耐震基準で建築された建物が耐震化工事を行うもの |
| 転換 (介護保険施設等への転換に伴う耐震化) | 創設 | 介護療養型医療施設等から介護保険施設等(特別養護老人ホームは、高知市の区域に設置する施設に限る。)に転換するため、既存の施設を取り壊さずに新たに施設を整備するものであって、医療施設のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する耐震基準で建築された建物が耐震化工事を行うもの |
| | 改築 | 介護療養型医療施設等から介護保険施設等(特別養護老人ホームは、高知市の区域に設置する施設に限る。)に転換するため、既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備するものであって、医療施設のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する耐震基準で建築された建物が耐震化工事を行うもの |
| | 改修 | 介護療養型医療施設等から介護保険施設等(特別養護老人ホームは、高知市の区域に設置する施設に限る。)に転換するため、医療施設の本体の躯体に及ばない屋内改修(壁撤去等)で整備を伴うものであって、医療施設のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する耐震基準で建築された建物が耐震化工事を行うもの |
| 転換 (津波浸水想定区域外への移転) | 創設 | 介護療養型医療施設等から介護保険施設等に転換するため、既存の施設を取り壊さずに新たに施設を整備するものであって、津波浸水想定区域内(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項により別途定めた区域)に現存する介護療養型医療施設等が津波浸水想定区域外に移転を行うもの |

(補助の要件)

第4条 交付対象となる補助事業は、令和4年3月31日までに工事の着工を行う事業とし、高知県医療療養病床転換支援事業費補助金又は高知県介護療養病床転換支援事業費補助金の交付の決定を受けた補助事業に対して上乗せ補助を行うものとする。

なお、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4平方メートルを維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0平方メートルを満たすため等の改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

2 老人ショートステイ用居室の整備は、特別養護老人ホームの整備と一体的に行う整備に限るものとする。

3 ケアハウスの整備は、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限るものとし、原則としてユニット型とする。

4 別表第1に定める区域において、前条第3項の整備を行う場合は、第7条第1項の補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。

ただし、対象事業について、高知県介護療養病床転換支援事業費補助金交付要綱第5条第15号の定めにより協議を行った場合は、これを省略することができる。

(補助の対象外)

第5条 施設整備において、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該既存建物の買収を除く。）に要する費用

(3) 職員の宿舎に要する費用

(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等以外の外構整備に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設整備費として適当であると認められない費用

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

(1) 別表第2の第1欄に定める施設種別ごとに同表の第2欄に定める基礎単価に同表の第3欄に定める単位の数を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定によりそれぞれ算出された額と別表第2の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、補助総額（高知県医療療養病床転換支援事業費補助金又は高知県介護療養病床転換支援事業費補助金と本補助金の合計額）は補助対象経費の4分の3を乗じて得た額を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事に1部提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等

(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(状況報告)

- 第8条 補助事業者は、施設工事に係る工事に着工したときは、別記第2号様式による施設の工事着工報告書を、工事に着工した日から起算して5日を経過した日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、工事の進捗状況について12月末日現在の状況を、別記第3号様式による施設整備の工事進捗状況報告書により翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合は、事前に別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しないものを除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の内容を変更する場合は、知事が事前に必要があると認めるものについては、事前に別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、施設の機能を著しく変更しないもので次に掲げるものを除く。
 - ア 補助金交付額に影響がない変更
 - イ 補助金交付額の20パーセントを超えない減額変更
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、別記第5号様式により速やかに知事に工期延長の申請をし、その承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後に

においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

- (8) 予算及び決算の関係を明らかにした別記第6号様式による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これらを補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならない。
- (9) 市町村以外の者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (12) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造化若しくは木質化又は備品等の木質化に努めること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - ア 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱い及び別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。
 - イ 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。
 - ウ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名及び入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果（入札金額を除く。）を一般の閲覧に供しなければならないこと。
 - エ 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (14) 県税の滞納がないこと。

（概算払）

第10条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書によらなければならない。

(実績報告等)

第 11 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書は、別記第 8 号様式によるものとし、補助事業の完了の日(第 9 条第 3 号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日)から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助事業が年度内に完了しない場合は、翌年度の 4 月 10 日までに別記第 9 号様式による年度終了実績報告を知事に提出しなければならない。

2 第 7 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 7 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 10 号様式により速やかに、遅くとも交付金事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第 12 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助事業が完成しないとき。

(2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。

(3) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(繰越の承認の申請)

第 13 条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 11 号様式の繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 5 号から第 8 号まで、第 11 条第 3 項、第 12 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事前協議を要する区域

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

| 区域名 | 内容 |
|------------|---|
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域 |
| 砂防指定地 | 砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域 |
| 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域 |
| 津波浸水想定区域 | 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項により別途定めた区域 |
| 洪水浸水想定区域 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項により別途定めた区域 |

別表第2（第6条関係）

算定基準

| 1 施設種別 | 2 基礎単価 | | 3 単位 | 4 対象経費 |
|--|----------------|------------|-------|--|
| ・特別養護老人ホーム 及び併設されるショートステイ用居室 （高知市の区域に設置する施設を除く。） | 創設 | 1,135,000円 | 定員数 | 介護療養型医療施設等からの転換に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これらと同等であると認められる委託費、分担金、適当であると認められる購入費等を含む。 |
| | 改築 | 128万円 | | |
| | 改修 | 572,000円 | | |
| ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム 及び併設されるショートステイ用居室（高知市の区域に設置する施設に限る。） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 | 創設 112万円 | | 転換前床数 | |
| | 改築 112万円 | | | |
| ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 | 改修 558,000円 | | | |

- (注) 1 ショートステイ用居室は、特別養護老人ホームに併設のものを対象とする。
 2 ケアハウスは、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを対象とする。

別表第3（第9条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を言う。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。